

ブリンクマン理論に於ける地代の内容について

松 澤 盛 茂

はしがき

本稿に於ては Brinkmann 理論に於ける地代の内容を考察する事を目的とする。経営學体系への理解は経営体の把握から出發しなくてはならぬ。蓋し経営体を異にするにつれて経営學の理論的構造は當然に異なるものであつて、比喩的に云うならば、それは経営學の生産方向を決定するものである。

純資本主義的個別經濟に於ては經營は純粹な意味の企業概念を以つて律せられる資本の機能体であり經營体は唯一つの資本に限られて(註1.)紛混の余地は比較的乏しい。然し非資本主義的性格を多分に包含する農業界に於ては經營体の様相は一元的でないが今日の農業經營が土地を以て單一の經營体とする体系に於て最も科學としての純粹性を極めている事は何人も承認するところであろう。Brinkmann, Th. 理論は斯るものの最高峰をなす。而してこの体系に於ては純收益(超費余剰)の歸屬体は土地唯一であり、内給用役は單一の土地用益であり地代は正に斯る土地用役の當量にしてそれ以外のものを含まぬ筈である。

Brinkmann理論に於ける地代は果してこの意味に於て純粹なる地代なりや否や。本稿に於て検討せられる中心点をこの問題に置く。

- (1) 果して資本のみの經營体が存在し得るやについては尙異見なしとしない。此の点については後述参照。

1.

生産は經營によつて執行される。生産は各種生産要素用役を費消する事によつて成立する。而してそれら生産要素の調達は經營によつて行われるが、經營は用役の全部を常に購入するものでなく、各々個有の事情に基いてその一部を購入し、他は自家所有の用役を以て充當する。前者を用役の外給と云い後者を内給と云う。而して費消物財費及外給用役費の合計が經營費である。

粗收益-(物財費+外給用役費)=超費余剰
斯くして生じたる超費余剰は内給用役の當量として當該内給用役源泉体に歸屬する。自家勞作經營

に於ける超費余剰が自家勞働報酬を爲す如き夫である。大槻博士によつて用いられ爾後我國農業經營學界に於て屢々使用される所の概念經營体とは(註1.)この超費余剰又は純收益の歸屬すべき用役源泉体の意に外ならない。

次に此種の用役源泉体は經營の個別事情に基いて或は單一体であり或は複合体である。資本主義的企業經營に於ては經營体は資本單一(正しくは自己資本單一)と見られ、多くの小農家族經營に於ては自作地、自家勞働力及自己資本の複合体と見られている。従つて後者に於ける純收益は地代勞賃及利子の合算物である。

Brinkmannに於ては唯一絕對の純收益は地代(土地純收益)であり、従つて經營体は單一な土地である。經營費とは、別の表現を用いれば經營体を運営するに要する費用であるから、Brinkmannの集約度方式 $I = \frac{K+A+Z}{F}$ (註2.)は經營体たる土地と之を運営する費用との對置を示している。分母たる土地の經營体としての所與性、固定性に對して分子たる諸費用の可變性が對置せられている土地經營體學說に於ける集約度方式は理論的に當然斯くあるべきであり、又これ以外にあるべきでもない。

斯くして土地經營體學說に於ては一切の超費余剰を土地用役の當量たらしめ土地純收益(地代)に算入する。然し此の場合土地が純收益の全部を奪い得る事の正當性を主張せんがためには、云うところの土地經營體經營又は土地純收益に於て、あらゆる超費余剰が究極に於て客觀的價值たる地代に吸収し盡し得る事、即ち一切の純收益が土地の所産たる事を証明せねばならぬ。

此の事は果して可能であろうか。

- (1) 大槻正男：農業經營の基本問題

- (2) Brinkmann, Th: *Okonomik d. landw. Betriebs*. S. 30 拜譯 8頁

2.

Brinkmannによれば土地經營體經營又は土地收益經營に於て純收益に寄與する要因は次の三つに要約される。

1. 自然的條件
2. 交通的地位
3. 個人的事情

第一の自然的條件は「土地の肥沃性一般の概念と土地の確定性狀の不動の表象との間に毫も結び付が存しない」(1)と彼の云う通り作物に何を選ぶかによつて經營的價值は個別差を生じ易い。従つて經營主体が選擇する作物如何によつて土地純収益の差額が生じ得るから新作物や新品種を人に先じて採用すればこの差額は超費余剰として經營主体の手に歸する。その意味に於て暫くは個別的主觀的存在であり得る。しかし乍らそうした有利な作物はやがて同地域内の他の經營主体によつて模倣せられ特定の土地に常にそうした作物の採用が恒常化せられるに至れば土地所有者は經營者に對してこの超費余剰をその特定土地の地代として要求し得るに至る。即ち特定土地はその賃料として不特定一般の小作者に對して適地である故に、より高い地代を要求する様になり超費余剰は客觀的な經營的價值として認められ地代中に算入され去つて了うであろう。

故に自然的條件は結局に於て土地のみの用役であり得る。

第二の交通的地位は最も客觀的な計數指標たる運搬費を通じて最も容易にその經營的價值が客觀的に把握され地代に吸収され得るものであろう。勿論上記二要因と雖もそれ自体に於ては單なる價值の潜在的な可能性であつて、それが經營現象として表面に顯現し來るには、常に經營主体の主体性の反映に於て行われねばならぬ。その意味に於て先ず初めは特殊的作物の發見、新經營方式の樹立等新生産方法の創設に對する特別利得として、より主觀的な側に立つてあろうし、又その客觀化普及化の進行課程に於ても經營主体は出来るだけその特別利得を自己の側に保留して地代に吸収される事に抵抗しようと努めるではあろうけれども究極に於ては客觀化され盡すべきものであろう。(2)

第三に個人的事情であるが、この要因は前二者に比して遙かに客觀化の困難性が多い。考察に當つて個人的事情を更に二つに分けて見たい。

- (イ) 技術化され比較的速に人格と分離し、一般に普及するもの
例えば新器具の利用、新荷作法、新經營

技術等

(ロ) 人格と分離極めて困難なもの

創造力、形式感覺、商才、信用、智能等

(イ)に屬するものは成立の初期に於ては主觀的要因として特別利得(超費余剰、純収益の一部をなす)に寄與するであろうが、やがてそれは技術水準の平均化により、客觀化せられ総合的な土地用役中に吸収せられ地代化するであろう。最後の(ロ)を地代中に算入し去る爲の論理の發見は極めて困難である。無論經濟的合理性の徹底化に伴い客觀化領域の擴大と主觀的領域の相對的縮小は當然承認せねばならない。

土地經營體經營の純収益 = 土地純収益(R) + 經營者能力 純収益(r)

に於て靜態經濟下にあつては $r=0$

∴土地經營體經營の純収益 = R とする事は可能である。然し乍ら現實には斯くの如き事はあり得ない。經濟活動は踵を接して生起する變動の因子に對應してorganize → operate → reorganize → operate ……を無限に反復する。従つて常に $r > 0$ 。

Brinkmann もこの事は明らかに肯定して次の如く述べている。

「主觀的要因によつて、換言すれば個々の企業者の經濟的能力によつて初めて收益率(中略)は影響を受ける。(中略)平均を越えたる技術發展段階にある個々の企業のみが、經營純収益の中、經營資本及土地資本に對する地方普通の利廻以上の余分を即ち特殊なる企業技術に對する當量であるの故を以て企業者利潤と稱せらるる利開きを獲得する」。(3)

この言葉は前記(イ)に對して述べたものであるが寧ろ(ロ)に對してより妥當するものであろう

(1) Brinkmann, Th. a. a. o. S. 44 邦譯50頁

(2) 三澤嶽郎; 土地用役の經營的價值(農業經濟研究20の1)

(3) Brinkmann, Th. a. a. o. S. 59 邦譯94頁

3.

Brinkmannの所謂純収益Reinertragが地代Grundrenteと同體異名である事は明かである。「……ein möglichst hoher unkosten und zinsfreier Reinertrag, m. a. W. eine möglichst hohe Grundrente」(1)なのであつて正にReinertragはGrundrenteの anderes Wort 別名なのであり、而

してこれが凡ゆる農業經營の目的 Zweck aller Landwirtschaft⁽²⁾ なのである。

従つて彼に於ける純収益はそれが地代と云う名稱に包括される限り土地用役の成果以外何者の寄與をも受くるべからざるものでなくてはならぬ。しかるに我々の辿つた考察は之を否定する。本稿の冒頭に於て設問した所の、土地經營體經營に於ける純収益は果して全部が土地用役のみの寄與なりやと云う問題に對して自然的條件、交通的地位及個人的事情中の一部だけが然りと云う事が証明されたに止り、個人的事情(ロ)は純収益に寄與しつつも遂に地代に没し去る事を許さざる別個の存在として残存した。

Persönlichkeit による純収益への寄與を土地純収益中に算入する事について彼も亦決して無條件に放任しては居らぬ。

「多數の農業者が彼らに追付く事に成功するならば、彼等の企業者利潤は消失する。何となれば今や地價も又進歩せる技術に相應して高まるからである」。(3)

「自然的地味と交通地位とは一切の者に——最も卓越せる農業者に對しても——圍柵をめぐらす。この圍柵はこれをよく推移せしめ得るが除去する事は出来ない」。(4)

「他方また生産方向の分化に關する個人的要因の重要性を、客觀的の諸影響に比し低下せしめる或種の均衡化傾向も亦認められる。土地性状及交通地位が配置力として背反的方向を有する場合農業者は人爲的にこれを自らに諧調せしめることは出来ない」。(5)

等の記述によつて極力純収益の發生に對する土地用役の主動性を強調している。しかしこの事は一面に於て地代中に客觀化し得ざるもののある事を認めていると云う事の証明ですらあり得る。

要するに彼に於て Grundrente は Reinertrag である。しかし Reinertrag は全部が地代ではない。土地はそれ迄を奪う事は出来なかつた。

Brinkmann に於けるこの破綻は何に基くか。或は之を靜態と動態の混亂によると評する事が出来るかも知れぬ。

但し私見によれば寧ろこの原因は用役泉源體の分析の不徹底に基くと思われる。Brinkmann は一般的見解である土地、勞働力及資本のみを用役泉源體と認める三元説に立つてその上で土地だけを

内給用役泉源體(經營體)としている。然るに内給せられる用役は實に土地用役及經營者能力用役である。前者は地代をなし後者は利潤をなす。而して後者は本質的に外給せられ得ざる本來的經營體をなすものである。

故に彼の體系をそのまま救わんとする爲には、「如何なる經營體をとる經營に於ても、經營者能力なる主觀的用役泉源體との複合は免れない。しかし之は容觀的に計測不能な存在であるから、經營體たる土地の附屬物として取扱う」と云う斷り書を付する他はない。但し夫は根本に於て用役泉源體四元説を承認する事となる。何れにせよ經營體概念への説明の省畧は彼の學說に對する理解を妨ぐものである。

(1) a. a. o. S. 33

(2) a. a. o. S. 33

(3) a. a. o. S. 59 邦譯 95頁

(4) a. a. o. S. 60 〃 97頁

(5) a. a. o. S. 97 〃 206頁

正誤表

頁	誤	正	頁	誤	正
1	標題 Natrium-fluoride	Natrium-fluoride	29左	↑1.68	
1	Referenth	Reference	30左	↑7	大源田
1右	↓3 異名	異名	31	↑6表	針ヶ原
1右	↓12 26.0	26.0	33左	↑15	大源田
1右	↓18 Schizophyllum-Commune	Schizophyllum-commune	"	↑16	針ヶ原
2右	↓3 0.2%区	0.2%区	34左	↓45	大源田
"	↑15 スエロダ、レノダ、ワダ	スエロダ、レノダ、ワダ	"	↓10	針ヶ原
6右	↑4 22.0	22.0	37左	↓6	大源田
"	↑3 32.0	32.0	"	↓10	針ヶ原
"	28.0	28.0	39右	↑7	針ヶ原
6右	↓1 0.1	0.1	41左	↑6	関係
6右	↑1 較へて	較へて僅	42左	↓6	大源田
8右	↑11 井ノダ	井ノダ	44右	↑10	雨針ヶ原地区
8右	↓7 33巻 1号	33巻 1号	"	↑11	針ヶ原
"	↓8 33巻 4号	33巻 4号	45右	↓17	大源田
8右	↓9 Wood-pres. A	Wood-pres. A	48左	↑12	耕作用具
8右	↓15 investigations	investigations	48右	↓5	大源田
10右	↓11 ZILVA	ZILVA	50左	↓4	上源田
11右	↓3		50左	↓2	上源田
"	↓15 GREGOR	GREGOR	54左	↑10	加貴
"	↑11 tomatoes	tomatoes	"	↑10	大源田
13左	↓13 農業経営	農業経営学	53	↑33表	含系46号
"	↓5 源衆体	源衆体	54右	↑4	瓦当牧場
14左	↑17 現象	現象	57左	↓9	肥料手帳
16左	↓4 号拔	号拔	58左	↑13	大源田
20	↑21 水通	水深	59左	↓13	一の宮
21右	↑148		"	↓15	實了
22左	↓33 mentol	menthol	"	↓15	制限と世
22右	↓5		60左	↑10	すんば
21右	↑4.5		"	↑8.9	設整法
22左	↓2 mention	menthone	27	↑1	
21右	↑1 上部より	上部より	"	↑10	
22左	↑15 雨量	雨量	"	12-14	大源田
23右	↓4 芥ハハ水	芥ハハ水	"	16-20	
26左	↑1 非文	非文	"	22-31	
28右	↑4.5 平地社	平地林	"	35-38	
29	↑4表	單位江河林	57	↑37表	